

は、是れ相い符するや否やは、内務府に行査せしめ去後<sup>おわ</sup>れり。

茲に正月二十九日に於て、内務府より奏明し、開單知照して前來するに拠り、謹んで清單を繕り、恭しく御覽に呈す。伏して命の下るを候ちて、各衙門に行文し、緞疋等の項を將て送交し、臣が部、内閣に移会して勅書一道を撰擬し、並びに賞賜の各件を將て撰入せしめ、一併に臣が部より公同に点驗し、装箱して封固し、員を派して兵部に送交し、駅より馳通せしめ、即ちに沿途の地方官に轉行し、弁兵を多派して接護せしめ、以て慎重を昭らかにせんとす。

臣が部は仍<sup>な</sup>お閩浙總督・福建巡撫に知照するを行い、頒發して到るの日を俟ちて、即ちに転給を行わしめ、祇んで領らしめんとす。其の使臣を筵宴するの処は、応に例に照らして停止し、仍お該督撫より卓張を頒給すべし。再た特恩もて琉球国の貢使に加賞せる緞疋は、業<sup>す</sup>経に軍機処より交出し、臣が部より彙齊して發往せしむ。其の衣服等の件は内務府の奏明を准けて、閩浙總督より近きに就きて妥辦して頒給せしめんとす。合併して声明すべし。此れが為に謹んで奏し、旨を請う。

旨を奉じて琉球国に頒發する例賞の清單

国王世子に、蟒緞八疋・円金八疋・片金八疋・片金八疋・紗十二疋・大卷五系緞十八疋・杭紬<sup>①</sup>十八疋を賞す。

正副使二員に、片金各三疋・大卷五系緞各八疋・杭紬<sup>②</sup>各五疋・小潞綢各五疋・素細綢各二疋・細布各一疋を賞す。

都通事一員に、大卷五系緞五疋・杭紬五疋・小潞綢三疋を賞す。従人十七名に、小潞綢各三疋・細布各八疋を賞す。

土通事一名・例として応に辺に留むべきの通事一名・例として応に辺に留むべきの従人十五名に、五系緞袍各一件を賞す、等の因あり。国に到れば此れを准けたり。

理として合に咨覆すべし。此れが為<sup>し</sup>に備<sup>ひ</sup>に貴部に咨す。請煩<sup>ねが</sup>わくは察照して施行せられよ。須らく咨に至るべき者なり。

右、礼部に咨す

同治三年（一八六四） 月 日

注\*本文書は(三〇九)〇二の咨覆である。語注は(三〇七)〇四参照。

(1) (2) 紬 校訂本は「細」だが「紬」の誤か。(三〇九)〇二では「綢」。

### 3-10-14

琉球国中山王世子尚泰より關係当局あて、同治三年の進貢使東国興らを派遣するに当たり、便宜を図られたき旨、林世爵等に付した符文（同治三《一八六四》、□、□）

琉球国中山王世子尚(泰)、進貢する事の為にす。

照らし得たるに、敝国は叨<sup>かたじけな</sup>くも天朝の洪恩に沐し、会典に遵依

して二年一貢し、欽遵して案に在り。

茲に同治三年の貢期に当たれば、特に耳目官の東國興・正議大夫の毛發榮・都通事の林世爵等を遣わし、表章を齎捧し、梢役共に二百を過ぎざるの員名を率領し、海船二隻に坐駕し、常貢の煎熟硫黄一万二千六百觔・紅銅三千觔・煉熟白剛錫一千觔を將て、均分して両船に装載せしめ、一船の礼字第三百三十二号は硫黄六千三百觔・紅銅一千五百觔・白剛錫五百觔を装運し、一船の礼字第三百三十三号は硫黄六千三百觔・紅銅一千五百觔・白剛錫五百觔を載運し、前みて福建等処承宣布政使司に至りて投納し、起送して京に赴き、叩きて聖禮を祝らしめんとす。

所有の差去せる員役は、文憑無ければ以て各処の官軍の阻留して便ならざるを致すを恐る。合行しく符文を給發すべし。今、王府の礼字第三百三十一号半印勘合の符文一道を給して都通事林世爵等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津及び沿海の巡哨官軍の驗実に見わば、即便に放行し、留難して遅慢するを得る母からしめよ。

須らく符文に至るべき者なり。

計開す。

正使耳目官一員 東國興 人伴一十二名  
副使正議大夫一員 毛發榮 人伴一十二名

朝京都通事一員 林世爵 人伴七名

在船都通事二員 <sup>(1)</sup>蔡呈書 <sup>(2)</sup>林長溪 人伴八名

在船使者四員 <sup>(3)</sup>麻厚仁 <sup>(4)</sup>孟朝璉 人伴一十六名

存留通事一員 <sup>(5)</sup>経世芳 <sup>(6)</sup>孫国儀 <sup>(7)</sup>魏掌政 人伴六名

在船通事一員 王作梅 <sup>(8)</sup> 人伴四名

管船火長・直庫四名 <sup>(9)</sup>鄭邦輔 <sup>(10)</sup>金世昌 西常裕 高受福

水梢共

右の符文は都通事林世爵等に付す。此れに准ぜられよ

同治三年（一八六四） 月 日

注\*本文書は「三一〇一八」とほぼ同文であるが、日付がない。語注は「三〇三一九」参照。

(1) 蔡呈書 嘉慶七年（一八〇二）？。久米村系蔡氏（上原家）十六世。上原親雲上。道光十年黄冠、同治二年中議大夫、九年

正議大夫に陞る。同治三年進貢頭号船の在船都通事、八年接貢船の都通事を務める。道光十年家統を継ぎ与那城間切上原地頭職を授かる（『家譜（二）』三四八頁）。

(2) 林長溪 久米村系林氏。同治三年進貢の在船都通事。

(3) 麻厚仁 校訂本は「麻原仁」だが「三一〇一八」「三一〇一九」により「麻厚仁」とした。

(4) 孟朝璉 同治三年進貢の在船使者。

(5) 経世芳 同治三年進貢の在船使者。

(6) 孫国儀 同治三年・六年の在船使者。

(7) 魏掌政 道光六年（一八三六）？。久米村系魏氏（楚南家）十世。楚南里之子親雲上。咸豊五年遏闈理官、六年都通事に陞る。咸豊七年漢文組立役師匠となる（『家譜（二）』四七頁）。同治三年進貢の存留通事。

(8) 王作梅 久米村系王氏。同治三年進貢の在船通事。

